

## ・ 岡谷市高齢者のための補聴器購入助成事業について

加齢による耳の聞こえづらさにより、日常的な会話が減り、コミュニケーションの機会が減ることによる社会的孤立や生活の質に悩みを感じる高齢者等を支援するため、補聴器を購入する費用を助成します。

### ○対象者

次の①～⑤の全てに該当する人

- ① 岡谷市内に住所がある65歳以上の人
- ② 聴覚に係る身体障害者手帳を持っていない人
- ③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科医師により診断された人
- ④ 対象者を含む世帯全員の市民税が非課税であること
- ⑤ 対象者を含む世帯全員が市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと

### ○助成額

補聴器の購入費用の2分の1以内の額で、3万円が上限となります。(助成は1回限りとなります)

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

### ○申請から助成までの流れ

1. 申請書類を窓口またはホームページなどから取得する。
2. 耳鼻咽喉科を受診し、医師により市が指定する意見書(様式第2号)を作成してもらう。  
※耳鼻咽喉科の医師による証明を得るための医療機関受診費用(受診料、検査料、処置料、文書料(医師意見書作成料)等)は自己負担となります。
3. 補聴器販売店にて、意見書に基づく補聴器について、販売事業者に見積書作成を依頼する。
4. 次の①～③の書類を岡谷市介護福祉課へ提出する。
  - ① 申請書(岡谷市高齢者のための補聴器購入助成事業申請書－様式第1号)
  - ② 耳鼻咽喉科医師作成の意見書  
(岡谷市高齢者のための補聴器購入助成事業に関する意見書－様式第2号)
  - ③ 意見書に基づく補聴器について販売事業者が作成した見積書※  
※医療機器認定を取得した補聴器の購入費用以外(集音器や付属品の購入、修理やメンテナンスに要した費用など)は補助対象外です。
5. 審査後、岡谷市補聴器購入助成事業交付(不交付)決定通知書(様式第3号)が送付される。
6. 交付決定後、補聴器を購入し、領収書の写しを添えて、岡谷市補聴器購入助成事業実績報告書兼請求書(様式第4号)を市役所に提出する。
7. 指定の口座へ助成金を振込みます  
※助成金の請求書は、補聴器を購入した年度末までに提出してください。

**【市内医療機関】**

機 関 名	住 所	電 話 番 号
岡谷市民病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	岡谷市本町4-11-33	0266-23-8000
小口医院	岡谷市銀座2-2-24	0266-22-3068

**【市内補聴器販売店】**

店 名	住 所	電 話 番 号
ブルーム 岡谷店	岡谷市幸町6-11 五十川ビル1F	0266-24-2123
(株)メガネのナガタ 岡谷店	岡谷市幸町2-16	0266-23-5015
眼鏡市場 岡谷店	岡谷市長地権現町1-7-37	0266-26-0018
メガネスーパーコンタクト レイクウォーク岡谷店	岡谷市銀座1-1-5 レイクウォーク岡谷 2階	0266-78-8683
メガネプラザ大成堂	岡谷市長地権現町1-6-21	0266-28-0099

**【お問合せ先】**

岡谷市役所介護福祉課

電話:0266-23-4811(内線 1282)